

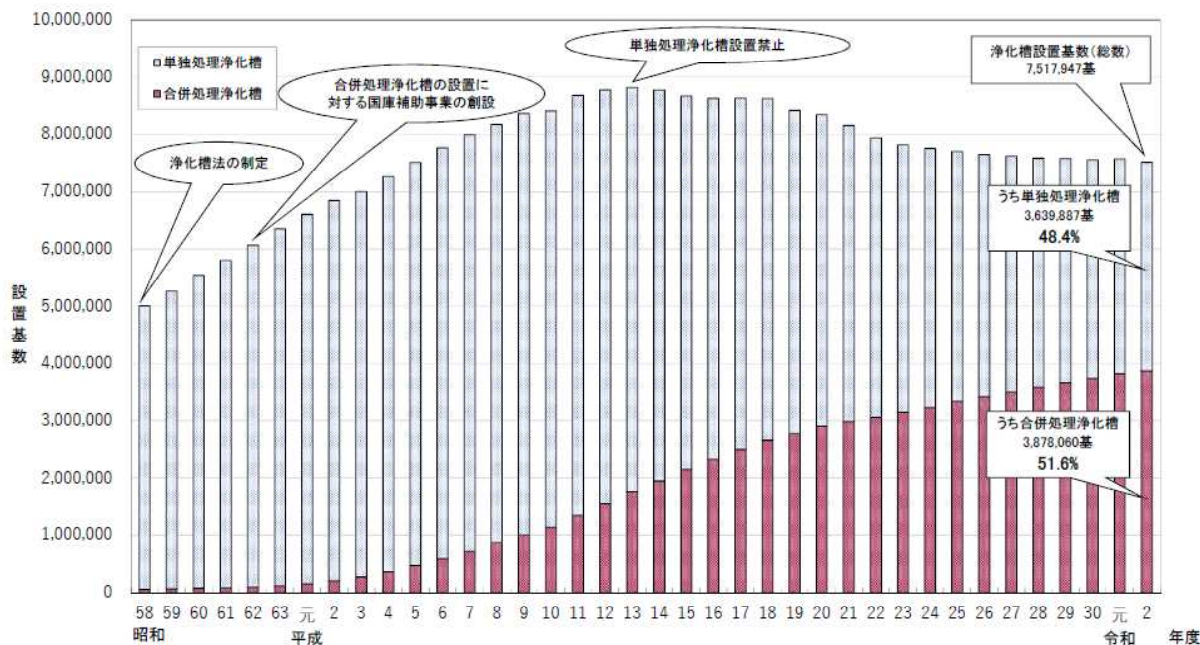
淨化槽推進室

1-1 浄化槽の現状と課題①

背景

- 平成12年の浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。これにより、平成13年度以降は、し尿のみしか処理しない単独処理浄化槽は年々減少。
- 合併処理浄化槽への転換促進のための施策の進展等により、令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和2年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。
- 未だに残存する約364万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移

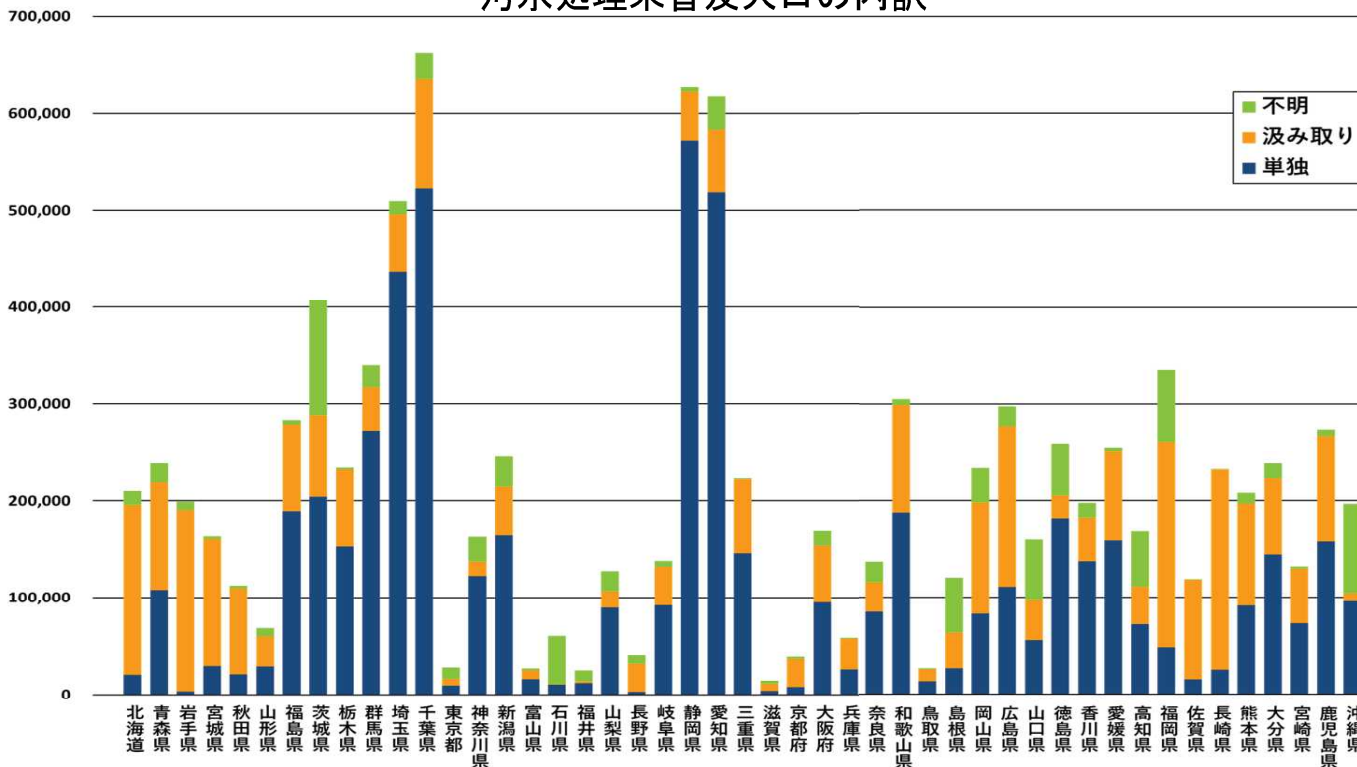


1-2 浄化槽の現状と課題②

背景

- 全国の汚水処理未普及人口約990万人のうち、浄化槽整備区域内の未普及人口は約530万人となっており、引き続き、浄化槽整備の促進・加速を通じた未普及解消を図る必要。
- 単独処理浄化槽、くみ取り槽が多く残る地域では合併処理浄化槽への転換を強力に推進する必要。

汚水処理未普及人口の内訳



2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

背景

- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約364万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）。
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。
- 既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に向けて、令和2年度3月に「指針」を公表し、公益財団法人日本環境整備教育センターを中心に手引きを作成。

単独処理浄化槽の転換

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約7,000件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

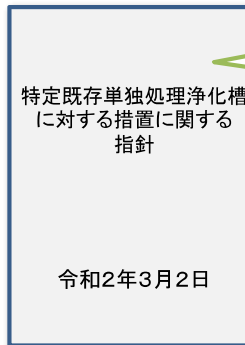


合併浄化槽設置



配管工事

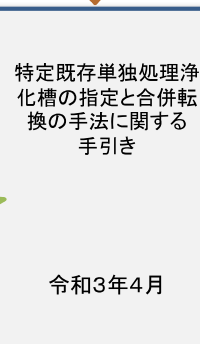
指針及び手引きの公表



判定の参考となる
「一般的な考え方」
を示す

具体化

・ フロー図、写真



フロー図や写真等
でより「具体的」
に判定手法を示す

3 浄化槽の強靱化対策

背景

- 防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、
 - ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
 - ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
 を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を実施。
- 各主体が地域の実情に応じて強靱化対策を検討するための手引きを作成するとともに助成制度により支援。

災害時の浄化槽被害対策

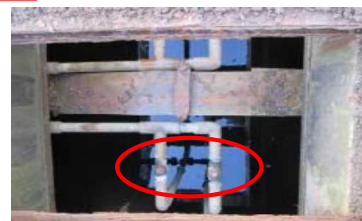
- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、近年、水害による被害が甚大化。
- 従来の「震災対策」に加え、新たに「水害対策」についてとりまとめ、各主体が、地域の実情に応じて、災害対応を検討するための手引きとして令和3年4月に第3版のマニュアルを公表。
- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施。



令和元年東日本台風における水害事例による浄化槽被害

浄化槽長寿命化に向けた取り組み

- FRP製工場出荷型浄化槽は出荷・設置開始から50年が経過し、全国で供用年数の長期化した浄化槽が増加
- 浄化槽の改築に係る情報の整理、費用の見積、実施方針などについて記載し、各主体が、公共浄化槽の長寿命化を検討するための手引きとして令和3年4月にマニュアルを公表。
- 浄化槽長寿命化計画の策定費用や浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築費用に対して助成を実施。また、令和3年度補正予算より、個人設置型浄化槽の改築費用にも助成対象を拡充。



浄化槽の劣化(左:鋼管製バルブの腐食、右:塩ビ管の破損)

4-1 浄化槽台帳システム①

浄化槽台帳システムとは

- 行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの。

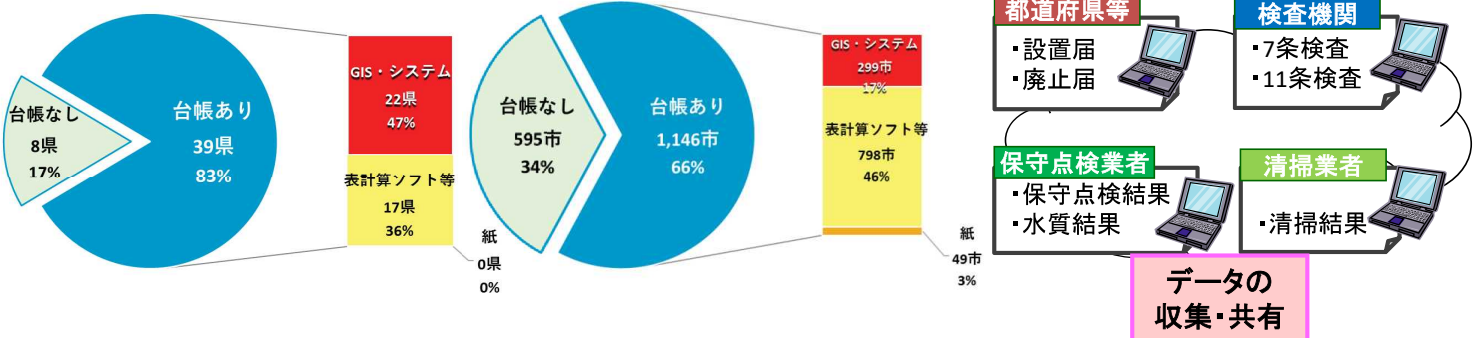
現状と問題点

- 過去に蓄積した情報(設置・維持管理等)が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できず、無届浄化槽、廃止済み浄化槽等が十分把握できていない。
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

都道府県の台帳整備の状況

市町村の台帳整備の状況

浄化槽台帳システムのイメージ



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進!

4-2 浄化槽台帳システム②

- 令和元年の改正浄化槽法により、都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務付け。
- 令和2年度に環境省版浄化槽システムの作成を行い、令和3年4月に、自治体への環境省版浄化槽台帳システムの配布を開始。また、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対して助成を実施。
- 浄化槽台帳システムの整備により、法定検査受検率の向上、無届浄化槽や廃止済み浄化槽の把握等による維持管理の高度化、災害対策への活用を実現。
- 浄化槽台帳のシステム化については、令和4年度末を目処に整備することを求めている。

環境省版浄化槽台帳システムのイメージ

「検索」機能を選択した場合

地図上に浄化槽を表示。選択すると浄化槽の情報の閲覧ができる。

浄化槽の検索や、情報の登録、集計、データの入出力等が可能

検索条件の設定

集計帳票画面へ移動

出力選択画面へ移動

浄化槽参照画面へ移動

登録画面へ移動

「条件」を絞って検索することが可能
⇒ 法定検査未受検の浄化槽、無届浄化槽等の抽出

検索結果表示項目

- 浄化槽ID(浄化槽番号)
- 自治体独自の浄化槽番号(管理番号)
- 指定検査機関独自の浄化槽番号
- 浄化槽製造番号
- 処理水BOD
- 設置者氏名
- 設置者電話番号
- 設置者住所
- 設置場所の地名地番
- 使用者氏名
- 使用者電話番号
- 使用者住所

5 浄化槽整備に係るガイドライン作成

背景

- 市町村における積極的かつ計画的な浄化槽整備の推進や、そのための官民連携による整備手法等を取りまとめたマニュアルとして、H26に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を作成。
(https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf)
- 浄化槽法改正による浄化槽処理促進区域や公共浄化槽制度の創設等を踏まえて、現在、マニュアルの改訂を検討中であり、令和4年度中に改訂予定。

市町村浄化槽整備計画策定マニュアル(現行)

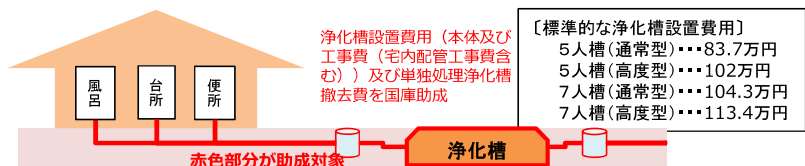
- 第1編 はじめに
- 第2編 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- 第3編 浄化槽の整備手法
- 第4編 市町村設置型による事業計画の策定
- 第5編 浄化槽PFI事業の導入
- 第6編 PFI手法以外の民間活用手法

想定される改訂・追記事項の例

- 改正浄化槽法に基づく制度(浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度、その他)
- PFI手法の導入フローや先行事例等
- PFI手法以外の民間活用手法(指定工事店・包括民間委託方式)
- 公共浄化槽の運営(使用料設定、企業会計導入、持続的運営等)
- 個人設置型への公共関与(具体的な取組手法や事例等)

6 浄化槽整備に係る予算制度

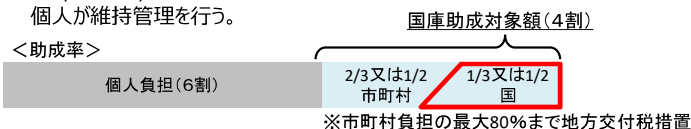
循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(単独転換)を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3(ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2)

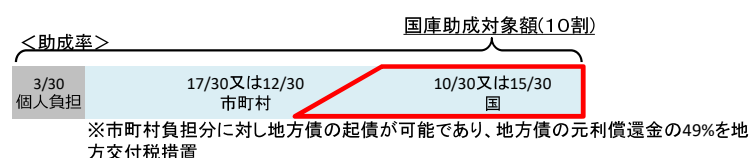
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 個人が維持管理を行う。



公共浄化槽等整備推進事業 (H6～)

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能(これまで19自治体で実績)。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。



二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業 (R4新規)

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロウ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入

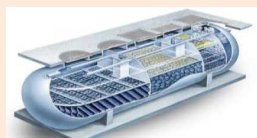
【補助率】

1/2

1/2 事業者	1/2 国
------------	----------

<事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロウ



インバータ制御



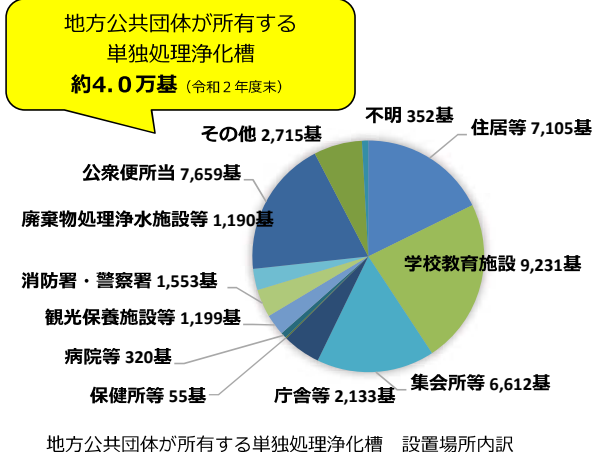
再生可能エネルギー設備



(参考) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として360万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.0万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3（又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

(参考) 改正浄化槽法と予算事業について

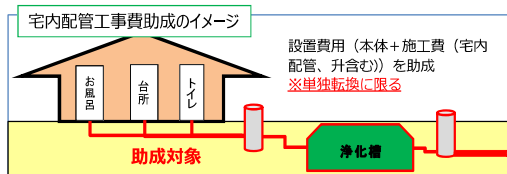
改正法と予算事業をリンクさせ、改正法の効果的な施行を目指す

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与

○単独転換に伴う宅内配管工事費の助成制度

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。



第2 浄化槽処理促進区域の指定

自然的経済的社会的観点から、市町村が浄化槽処理促進区域を指定

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、設置要件に付与。

○浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

第3 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が設置計画に基づき設置・管理する公共浄化槽制度を創設

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

○公共浄化槽整備推進事業【市町村設置型】



第4 浄化槽台帳の整備

関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化

○浄化槽台帳の改修等への助成(交付率1/3)

データの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び、既存の台帳システム改修に要する費用への補助。

○悉皆調査 浄化槽台帳の電子化・システム化



○浄化槽リノベーション推進事業費(行政経費)

環境省において、浄化槽台帳システムを構築。現在、各自治体に無償で配布中。

7-1 令和4年度予算の概要①

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要がある。改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。
- あわせて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入に向けた予算（エネルギー対策特別会計）を新規に計上し、2030年度46%削減目標の達成に資する。

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） R4予算額 86億円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和3年度 予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度 予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(91億円) 86億円	5億円	(90億円) 86億円	(98.9%) 100.0%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

7-2 令和4年度予算の概要②

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エネルギー対策特別会計）

○浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R4予算額 18億円

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R4予算額 20億円の内数

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、防災対策とあわせて浄化槽分野の脱炭素化を推進。

地方創生推進交付金（内閣府計上） R4予算額 1,000億円の内数

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」は、汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽）の分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設を一体的に整備する事業に対して交付されるものであり、旧地域再生基盤強化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金）から再編され、平成28年度に創設されたもの。

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）



【令和4年度予算 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和3年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽等の整備促進を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業に対して交付金により支援を行う。令和4年度の新規拡充メニューは以下のとおり。

- ①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援・転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限額30万円）を助成
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
 - ・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレーション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業（浄化槽整備効率化事業の拡充）
 - ・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業
- ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
 - ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業
 - ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）

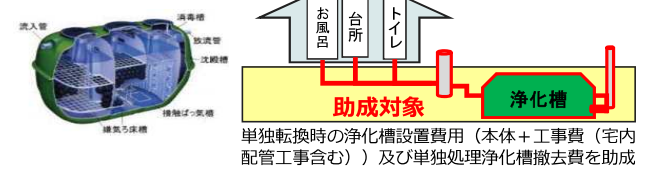
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

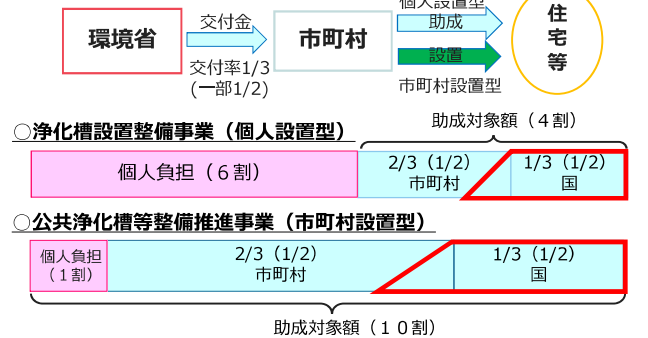
お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和4年度予算 1,800百万円（新規）】環境省

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
 - ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
 - ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
 - ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
 - ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
 - ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 事業イメージ





【令和4年度予算 2,000百万円 (5,000百万円)】
 【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助^{※2}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 など）

※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3（注）共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

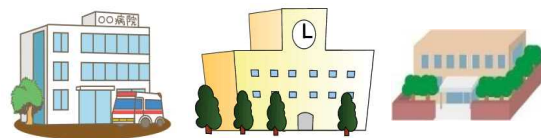
②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

8 循環型社会形成推進交付金の積極的な活用について

1. 宅内配管工事への助成制度の積極的な活用について

現状、浄化槽整備実績のうち単独転換は約2割にとどまっており（令和元年度末）、更なる単独転換促進のため、各市町村において宅内配管工事への助成制度を積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、くみ取り槽からの転換についても新たに宅内配管工事の助成対象に追加したため、あわせて積極的にご活用いただきたい。

2. 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築について

令和3年度より、市町村が策定する浄化槽長寿命化計画に基づき、公共浄化槽の長寿命化を図る事業について改築費用を助成しており、各市町村において積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽についても、市町村が策定する浄化槽長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う場合に改築費用を助成対象としたため、こちらも積極的にご活用いただきたい。

3. 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽の集中転換について

国土強靱化の観点からは、市町村の防災拠点施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換についても引き続き重要と考えており、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独転換を集中的に行う事業について、交付金の支援対象としているため、積極的にご活用いただきたい。

4. 浄化槽台帳の改修等について

都道府県・市町村が行う浄化槽整備効率化に資する既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等の電子化又は既存の台帳システムを環境省令等で定める内容に沿って改修等する事業について交付金の対象としており、改正法で義務付けられた浄化槽台帳の整備推進のため、積極的にご活用いただきたい。

(参考) 改正浄化槽法

(1) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要①

(令和2年4月1日施行)

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の50%、400万基残存。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5

・水質に関する定期検査の受検率は43.1%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

※施行日:令和2年4月1日

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」=既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

(参考) 改正浄化槽法

(2) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要②

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は43.1%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与(併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援)

上部破損



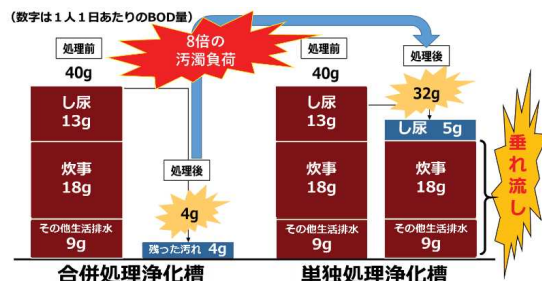
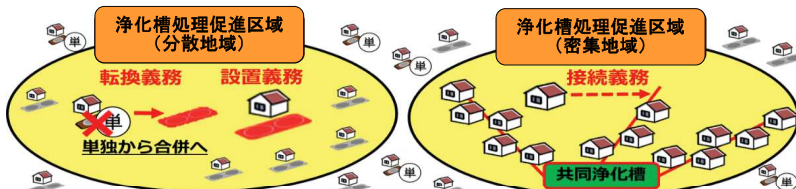
- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,500件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設(単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化)



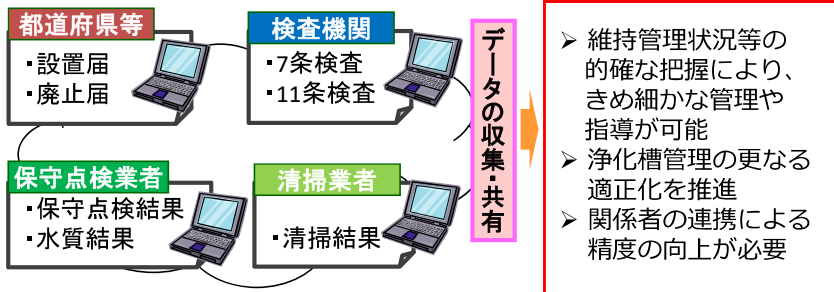
(参考) 改正浄化槽法

(3) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要③

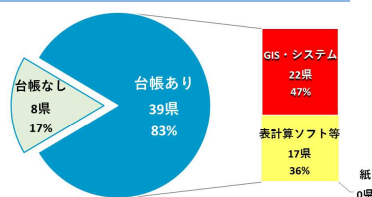
浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた**行政による浄化槽台帳整備の義務化**及び**休止手続き**（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の**明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ



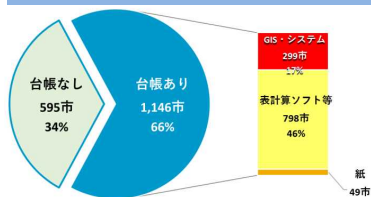
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした**協議会の設置**（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に**浄化槽管理士の研修の機会を確保を要件化**



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

- **環境大臣の責務規定**として、都道府県知事に対して**定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記**（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

(参考) 改正浄化槽法

(4) 改正浄化槽法の施行状況

主な改正内容

特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、**除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置**をとるよう助言又は指導をすることができること。

公共浄化槽

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「**浄化槽処理促進区域**」として市町村が指定することができること。

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）を新たに規定。

浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

現在の施行状況

令和2年3月2日付で環境大臣より「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を発出。
（公財）日本環境整備教育センターが指針に基づいて手引きを作成済み。

全国398市町村において、浄化槽処理促進区域を設定済み（令和4年3月末現在）

環境省では、浄化槽台帳未導入の自治体への支援として、浄化槽台帳システムを作成し、現在配布中。

全国8道県、28市町村において、協議会を設置済み（令和4年3月末現在）
※28市町村のうち、14町村で組織する地区組合が1カ所ある。

全国45都道府県において、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、条例を制定済み（令和2年7月末現在）